

共済	カードNo
1 2 3	5
0 1 5 2 2	

一部繰上償還申出書

【締切】繰上償還希望月の前月10日（必着）
10日が土日祝の場合は、その前日まで。

例）6月償還希望の場合は、5月10日必着

所属所名 所属所コード	氏名 職員番号	種別	貸付番号	貸付年月日	締切日 月 日
	6 13 14 16 21			平成 年 月 日	納付期限 月 日
				令和 年 月 日	

*納付期限は、毎月14日

一部繰上償還額	毎月償還	円	ボーナス償還	円	給料の月額	円
---------	------	---	--------	---	-------	---

一部繰上償還後の償還方法 ⇒希望する方法に○を記入	1	2	3	4
	一回の償還額は従前と同じくらいにする。 (償還回数減)	償還額を 毎月 円 ボーナス 円位に する。(希望金額を記入)	償還回数は変更しない。 (一回の償還額減)	償還回数を 毎月 回 ボーナス 回に する。(希望回数を記入)

* 申出時の未償還回数より回数を増やすことはできません。

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、借受中の貸付金を一部繰上償還し、繰上償還後の償還方法を上記のとおりとしたいので申し出ます。

なお、ボーナス償還に係る経過利息及び償還猶予残額がある場合は、それを加えて償還します。

公立学校共済組合東京支部長 殿

令和 年 月 日

所属所名 電話

借受人住所 電話

借受人 職名 氏名

※必ず本人が署名してください。

貸付担当記入欄（記入しないこと）	
ボーナス償還経過利息	
償還猶予残額	

N0.
78 80

貸付担当受付印

受付回	受付期間	振込依頼書発送	納付期限
第1回	R5.4.11(火) ~ R5.5.10(水)	R5.6.1(木)	R5.6.14(水)
第2回	R5.5.11(木) ~ R5.6.9(金)	R5.7.3(月)	R5.7.14(金)
第3回	R5.6.12(月) ~ R5.7.10(月)	R5.8.1(火)	R5.8.14(月)
第4回	R5.7.11(火) ~ R5.8.10(木)	R5.9.1(金)	R5.9.14(木)
第5回	R5.8.14(月) ~ R5.9.8(金)	R5.10.2(月)	R5.10.13(金)
第6回	R5.9.11(月) ~ R5.10.10(火)	R5.11.1(水)	R5.11.14(火)
第7回	R5.10.11(水) ~ R5.11.10(金)	R5.12.1(金)	R5.12.14(木)
第8回	R5.11.13(月) ~ R5.12.8(金)	R6.1.4(木)	R6.1.15(月)
第9回	R5.12.11(月) ~ R6.1.10(水)	R6.2.1(木)	R6.2.14(水)

【償還方法及び注意事項】

- 1 受付締切日の翌月上旬に、所属所を通じて借受人へ振込依頼書（納付期限は、翌月14日）を送付します。
納付期限までに、振込みがない場合は、取消しになります。
（銀行口座からの自動引き落としではありませんのでご注意ください。
また、ネット振込みはできません。）
- 2 繰上償還の未償還元金について
繰上償還の未償還元金は、受付締切日の翌月末時点での未償還金額です。
一部繰上償還後（振込月）の翌月から、新しい償還金額になります。
- 3 未償還元金の確認方法
貸付決定時にお渡ししている償還表を確認し、償還希望月末現在の未償還元金の金額を記入してください。

【提出先】〒163-8001

新宿区西新宿2-8-1都庁第二本庁舎14階
公立学校共済組合東京支部貸付担当

※徴収嘱託中の方の納付期限は、毎月10日です。